

個別事業計画書

所管部署：福祉部 健康課

(単位:千円)

| 事業名 | 不妊治療給付事業 | | 細事業名 | | 新継区分 | 継 続 | |
|-------------|---|--|---------------------|-----------------|---|------------------------------|-------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る | | 根拠法令等 | 南丹市不妊治療給付事業実施要綱 | | | |
| | 1 安心して子育てできるまちをめざす | | | | | | |
| | (2)子育て世帯への経済的支援の推進 | | | | | | |
| 事業実施期間 | 平成 20 年度 ～ 平成 22 年度 | | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 少子化が進むひとつの原因に不妊の増加が挙げられる。不妊に悩む夫婦は増加しているが、不妊治療に係る費用負担は大きい。 | | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成20年度 | 不妊治療に要する保険診療費被保険者負担額の2分の1以内の額を助成。助成の限度額は、1年度の診療につき3万円。ただし、夫婦双方が不妊治療を受けている場合はそれぞれにつき3万円まで。 | 申請者 60件 不妊治療により妊娠する夫婦が増える | 1,500 |
| 具体的な実施内容 | 不妊治療に要する保険診療費被保険者負担額の2分の1以内の額を助成する。 | | | 平成21年度 | 不妊治療に要する保険診療費被保険者負担額の2分の1以内の額を助成。助成の限度額は、1年度の診療につき3万円。ただし、夫婦双方が不妊治療を受けている場合はそれぞれにつき3万円まで。 | 申請者 60件 不妊治療により妊娠する夫婦が増える | 1,500 |
| 事業の目的 | 不妊で悩む夫婦の経済負担の軽減を図る。 | | | 平成22年度 | 不妊治療に要する保険診療費被保険者負担額の2分の1以内の額を助成。助成の限度額は、1年度の診療につき3万円。ただし、夫婦双方が不妊治療を受けている場合はそれぞれにつき3万円まで。 | 申請者 60件 不妊治療により妊娠する夫婦が増える | 1,500 |
| 事業の効果 | 不妊治療により妊娠する夫婦が増える。 | | | | | | |